

平成18年9月7日

株 主 各 位

札幌市厚別区下野幌テクノパーク一丁目1番15号
ウェルネット株式会社
代表取締役社長 柳 本 孝 志

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することが出来ませんので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成18年9月22日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年9月25日（月曜日）午前10時
2. 場 所 北海道札幌市白石区東札幌六条一丁目1番1号
札幌コンベンションセンター 107会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 第24期（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）事業報告、計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 監査役の報酬額改定の件
4. 招集にあたっての決定事項
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.well-net.jp>) において周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成17年7月1日から
平成18年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、原油価格の動向が国内外の経済に与える影響を留意する必要があるものの、着実に回復しております。企業収益の好調さが家計へと波及してきており、雇用情勢の改善や消費回復と相まった民間需要の伸長に支えられて景気回復が続くと見込まれております。

当社の営業基盤となるBtoC・EC市場におきましては、多様なコンテンツと24時間利用できる利便性を背景に、利用者が増加し、市場は拡大を続けております。特に多様な機能を持つ携帯電話の普及に伴い利便性の高いサービスが次々と登場し、取引量も急拡大しております。「いつでも・どこでも」と「より利便性の高いサービス」を実現できる携帯電話を用いたサービスは、eコマースにおいて、今後最も拡大が期待されるサービスであり、大いなるビジネスチャンスを秘めております。

このような情勢のもと当社は、従来より提供している代金決済に関わるサービス及び携帯電話を用いた決済・認証サービスに加え、「オンライン発行によるデジタルコンテンツ用のPIN販売」の新しいサービス（以下、PINオンライン販売という）の提供を開始しました。また、データセンター機能を大幅に強化・拡充し、巨大なトランザクションを安定的に処理できる体制を構築し、世界最大級のインターネット通販会社の代金決済サービスの受託・業務提携へと繋がりました。このように当社は、当社が提供するサービスを通してビジネスを営む事業者と利用者である消費者の双方が求める利便性の向上とコストメリットというニーズを同時に実現すべく事業活動を行ってまいりました。

なお、当事業年度のサービス別の概況は、以下のとおりとなっております。

a. ビリングサービス

ビリングにつきましては、発行代行サービスの取扱量が微増に留まったものの、収納代行サービスは新規契約事業者数が堅調に推移し、また既存契約事業者の取扱量の順調な伸びが牽引役となり、売上高が大幅に増加いたしました。

Eビリングにおきましては、マルチペイメントサービスにおいて、従来より主軸であった国内航空各社やバス会社各社の取扱量が堅調な伸びとなりました。また、航空・バス以外の旅行・エンターテイメント・ギフトなどを提供する事業者の取扱量が増加し、加えて第三四半期以降世界最大級のインターネット通販会社の代金収納の開始により売上高が増加いたしました。しかし、ASPサービスにおいては、前事業年度に受注したような大型案件の受注がなかったため、大幅な売上高減少となりました。これにより、Eビリング全体の売上高は微増に留まりました。

b. P I Nオンライン販売

平成17年10月よりサークルKサンクスにおいて、P I Nの販売サービスを開始いたしました。その後、提携コンビニの拡大、取扱いコンテンツの増加等の要因により、売上高は大幅に伸張いたしました。ただし、P I N販売は当社の受取るマージンが僅少であること、及びサービスの浸透に向けた広告・販促活動が必要なことから利益貢献は限定的でありますが、将来的には売上の伸びに比例して利益額の増加が見込まれます。

c. システム開発関連サービス

システム開発関連サービスにつきましては、受託開発案件数の増加により売上高が増加いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高9,788百万円（前期比460.5%増）と前期に比して8,042百万円の増収、営業利益は388百万円（前期比25.4%増）と前期に比して78百万円の増益、経常利益は402百万円（前期比35.7%増）と前期に比して105百万円の増益、当期純利益は249百万円（前期比35.0%増）と前期に比して64百万円の増益となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は235,739千円であり、その主なものは、サーバー設備及びその附属装置であります。

③ 資金調達の状況

第2回無担保新株予約権付社債の新株予約権行使及びストックオプションの権利行使により資本金及び資本準備金は合計で105,700千円増加いたしました。

(2) 対処すべき課題

多様な決済手段の普及により決済サービス市場の規模が拡大する中で、決済サービス提供企業間競争は激化しており、提供するサービスの高付加価値化や差別化なしに業績の拡大を図れない状況となりつつあります。また、現況において当社は事業収益における決済サービスの依存割合が高いため、成長スピードを維持していくためには新たな収益基盤の確保が必要と考えております。

当社はこの課題に対処すべく、コア事業である決済サービスを中心とする既存事業の拡大を図りつつ、携帯電話をインフラとする新たなビジネスモデルを創出し、持続的な成長の基盤作りに取り組んでまいります。また、顧客満足度の充実を図り、効率経営を推進することで利益の最大化を図りたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、引続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	単位	第 21 期 (平成15年6月期)	第 22 期 (平成16年6月期)	第 23 期 (平成17年6月期)	第 24 期(当期) (平成18年6月期)
売 上 高	千円	1,226,636	1,542,062	1,746,479	9,788,824
経 常 利 益	千円	161,168	226,651	296,679	402,512
当 期 純 利 益	千円	100,336	139,447	185,056	249,778
1株当たり当期純利益	円	66,668.70	57,176.59	5,519.84	7,170.34
総 資 産	千円	4,738,172	3,592,425	4,720,428	7,155,093
純 資 産	千円	635,893	924,000	1,662,902	1,991,311
1株当たり純資産額	円	316,370.48	372,301.63	48,415.42	53,587.49

- (注) 1. 第23期において、平成16年10月1日付をもって株式1株を10株に株式分割しております。
2. 第24期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(4) 重要な親会社の状況

親会社との関係

当社の親会社は株式会社一高たかはしで、同社は当社の株式18,910株(議決権比率50.9%)を保有しております。

当社は、同社グループにおいてシステム事業を行っており、また、同社との間に料金収納代行事務委託契約及び包括基本契約を締結し、業務を受託しております。当事業年度の同社に対する売上高は34,544千円であり、全体の売上高に占める割合は0.4%であります。

(5) 主要な事業内容（平成18年6月30日現在）

- ① 収納代行及び発行代行サービス
- ② マルチペイメントサービス
- ③ ケータイチケット（二次元コード認証）サービス
- ④ システム開発関連サービス
- ⑤ チケット、プリペイドカードのオンライン販売

(6) 主要な営業所（平成18年6月30日現在）

本 社	札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1番15号
営 業 部	東京都千代田区有楽町1丁目9番4号蚕糸会館2階

(7) 使用人の状況（平成18年6月30日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 44	名 -	歳 34.1	年 5.1

(注) 上記使用人数は、パートタイマーを含んでおりません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成18年6月30日現在）

① 発行可能株式総数 136,560株

② 発行済株式の総数 37,160株

(注) 平成18年6月13日開催の取締役会決議に基づき、平成18年7月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

これにより、同日付をもって、発行可能株式総数は136,560株、発行済株式の総数は37,160株増加いたしました。

③ 株主数 2,981名

④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 一 高 た か は し	18,910 株	50.9 %

(注) 出資比率は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成18年6月30日現在)

平成15年9月30日開催の定時株主総会決議による新株予約権

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の行使時の1株当り払込金額	行使期間
第1回ストックオプション	個 153	普通株式 1,530株	円 35,000	平成17年10月1日から 平成20年9月30日まで

新株予約権を有する者の人数

	新株予約権の数	目的となる株式数	人数
取締役	150 個	1,500 株	3 人
監査役	3 個	30 株	1 人

(注) 平成18年6月13日開催の取締役会決議に基づき、平成18年7月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

これにより、同日付をもって、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の払込金額がそれぞれ調整されております。

(3) 会社役員に関する事項（平成18年6月30日現在）

① 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	柳本孝志	
取締役	萬範幸	情報システム部長
取締役	宮澤一洋	営業部長
監査役（常勤）	齋藤哲男	
監査役	上野昌邦	
監査役	小島敬一	

(注) 監査役上野昌邦及び小島敬一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	4名	82,950千円	
監査役	3名	7,630千円	うち社外2名630千円
合計	7名	90,580千円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成15年9月30日開催の第21回定時株主総会決議において年額100,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成15年9月30日開催の第21回定時株主総会決議において年額10,000千円以内と決議いただいております。
3. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与10,000千円（取締役3名に対し9,000千円、監査役1名に対し1,000千円）が含まれております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

創研合同監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額

8,400千円

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切捨てております。

貸借対照表

(平成18年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【6,175,772】	【流動負債】	【5,138,276】
現金及び預金	5,295,905	買掛金	1,199,295
売掛金	815,517	未払金	48,072
商 品	7,399	未払役員賞与	10,000
仕掛品	4,088	未払費用	2,097
貯蔵品	961	未払法人税等	82,000
前渡金	10,500	未払消費税等	5,347
繰延税金資産	13,168	預り金	4,560
前払費用	10,497	収納代行預り金	3,785,427
その他	17,732	その他	1,475
【固定資産】	【 979,320】	【固定負債】	【 25,505】
(有形固定資産)	(554,913)	退職給付引当金	22,571
建 物	162,146	その他	2,934
構 築 物	5,592	負債合計	5,163,781
車 輛 運 搬 具	707	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	250,199	科 目	金 額
土 地	136,266	【株主資本】	【1,991,311】
(無形固定資産)	(148,947)	(資 本 金)	(625,082)
商 標 権	516	(資 本 剰 余 金)	(600,996)
ソ フ ト ウ ェ ア	146,752	資 本 準 備 金	600,996
電 話 加 入 権	1,678	(利 益 剰 余 金)	(765,232)
(投資その他の資産)	(275,460)	利 益 準 備 金	22,010
投 資 有 価 証 券	235,100	その他利益剰余金	
長 期 前 払 費 用	9,550	特別償却準備金	2,033
繰延税金資産	7,737	別 途 積 立 金	480,000
差 入 保 証 金	17,033	繰越利益剰余金	261,188
その他	6,039	純 資 産 合 計	1,991,311
資 産 合 計	7,155,093	負債・純資産合計	7,155,093

損 益 計 算 書

(平成17年7月1日から
平成18年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		9,788,824
売 上 原 価		8,886,843
売 上 総 利 益		901,981
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		513,899
営 業 利 益		388,082
営 業 外 収 益		20,152
受 取 利 息	2,246	
賃 貸 収 入	16,849	
そ の 他	1,057	
営 業 外 費 用		5,722
支 払 利 息	215	
新 株 発 行 費	2,334	
賃 貸 原 価	3,075	
そ の 他	97	
経 常 利 益		402,512
特 別 損 失		26,314
固 定 資 産 除 却 損	26,314	
税 引 前 当 期 純 利 益		376,197
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	136,749	
法 人 税 等 調 整 額	△10,330	126,419
当 期 純 利 益		249,778

株主資本等変動計算書

（平成17年7月1日から）
（平成18年6月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成17年6月30日 残高	572,232	548,146	548,146
事業年度中の変動額			
新株の発行	52,850	52,850	52,850
備品圧縮積立金の取崩			
特別償却準備金の取崩			
7/147圧縮積立金の取崩			
別途積立金の積立			
剰余金の配当			
利益処分による役員賞与			
当期純利益			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	52,850	52,850	52,850
平成18年6月30日 残高	625,082	600,996	600,996

	株 主 資 本							株 主 資 本 計	純 資 産 計
	利 益 剰 余 金								
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
備品圧縮積立金		特別償却準備金	7/147圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成17年6月30日 残高	22,010	1,940	4,763	1,687	320,000	192,122	542,523	1,662,902	1,662,902
事業年度中の変動額									
新株の発行								105,700	105,700
備品圧縮積立金の取崩	△1,940					1,940	-	-	-
特別償却準備金の取崩		△2,730				2,730	-	-	-
7/147圧縮積立金の取崩			△1,687			1,687	-	-	-
別途積立金の積立					160,000	△160,000	-	-	-
剰余金の配当						△17,070	△17,070	△17,070	△17,070
利益処分による役員賞与						△10,000	△10,000	△10,000	△10,000
当期純利益						249,778	249,778	249,778	249,778
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	-	△1,940	△2,730	△1,687	160,000	69,066	222,708	328,408	328,408
平成18年6月30日 残高	22,010	-	2,033	-	480,000	261,188	765,232	1,991,311	1,991,311

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券……………償却原価法（利息法）
 - その他有価証券
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品……………移動平均法による原価法
 - 仕掛品……………個別法による原価法
 - 貯蔵品……………最終仕入原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び工具、器具及び備品のうちソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備については定額法）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～39年
工具、器具及び備品	3年～6年
 - 無形固定資産……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) 繰延資産の処理方法
 - 新株発行費……………支出時に全額費用として処理しております。
 - (4) 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については実績繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税は、発生事業年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定により均等償却を行っております。

(7) 会計方針の変更

①固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

②固定資産の減価償却の方法の変更

従来、工具、器具及び備品に計上されているサーバー設備の減価償却の方法は定率法によっておりましたが、当事業年度よりソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備については定額法に変更いたしました。

この変更は、当事業年度における多額の設備投資をふまえた事業計画の策定を機に、当社の収益構造を見直した結果、ソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備については投下資本の回収が每期安定的に行われる状況にあることから、ソフトウェアの減価償却の方法と同様に減価償却費の期間配分を平準化し、収益と費用をより適切に対応させるために行ったものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ17,632千円増加しております。

また、従来、取得価額が10万円以上20万円未満の少額資産については、有形固定資産として計上し、法人税法に定める耐用年数により減価償却を実施してきましたが、設備投資計画の策定を機に設備の見直しを行ったところ、少額資産のほとんどが情報通信機器であり、その更新が頻繁に行われているため、これを反映した費用の期間配分をより適正に行うことを目的として、当事業年度から事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法に変更いたしました。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。

③役員賞与に関する会計基準

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は10,000千円減少しております。

④貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は1,991,311千円であります。

なお、会社計算規則の施行により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則により作成しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 222,593千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 2,289千円 |
| 短期金銭債務 | 33,085千円 |
- (3) 「収納代行預り金」は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が「現金及び預金」に含まれております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	34,544千円
営業費用	1,508千円
営業取引以外の取引高	1,049千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式(注)	34,140	3,020	-	37,160

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加3,020株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成17年9月28日 定時株主総会	普通株式	17,070	500	平成17年6月30日	平成17年9月28日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成18年9月25日開催の定時株主総会に、次のとおり付議しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,580	500	平成18年6月30日	平成18年9月26日

(3) 事業年度末日における新株予約権に関する事項

	新株予約権	新株予約権付社債	新株予約権
株主総会における発行 決議の日	平成15年9月30日	平成16年6月11日	平成15年9月30日
取締役会における発行 決議の日	平成15年12月12日	平成16年5月12日	平成16年7月17日
新株予約権の数	191個	8個	21個
新株予約権の目的とな る株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的とな る株式の数	1,910株	2,000株	210株

(注) 上表の新株予約権は全て権利行使可能なものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生別の主な原因別の内訳

流動資産

(繰延税金資産)

未払事業税	8,079千円
繰越税額控除	4,561千円
その他	527千円
繰延税金資産（流動）の純額	<u>13,168千円</u>

固定資産

(繰延税金資産)

退職給付引当金	9,114千円
その他	0千円
繰延税金資産（固定）計	<u>9,114千円</u>

(繰延税金負債)

特別償却準備金	<u>△1,377千円</u>
繰延税金負債（固定）計	<u>△1,377千円</u>
繰延税金資産（固定）の純額	<u>7,737千円</u>

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械及び装置 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	36,661	90,497	127,157
減価償却累計額相当額	34,074	18,605	52,680
期末残高相当額	2,586	71,891	74,477

- (2) 当事業年度の末日における未経過リース料期末残高相当額

1年内	21,216千円
1年超	54,056千円
合計	<u>75,273千円</u>

(3) その他当該リース物件に係る重要な事項	
支払リース料	24,909千円
減価償却費相当額	23,874千円
支払利息相当額	1,559千円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	53,587円49銭
(2) 1株当たり当期純利益	7,170円34銭

9. 重要な後発事象に関する注記

平成18年6月13日開催の取締役会の決議に基づき、次のとおり株式分割による新株式を発行しております。

(1) 平成18年7月1日付をもって普通株式1株を2株に分割します。

①分割により増加する株式数

普通株式 37,160株

②分割の方法

平成18年6月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割します。

(2) 配当起算日

平成18年7月1日

当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、以下のとおりとなります。

1株当たり純資産額
26,793円75銭

1株当たり当期純利益金額
3,585円17銭

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成18年 8月28日

ウェルネット株式会社
取締役会 御中

創研合同監査法人

代表社員	公認会計士	佐野芳孝	Ⓢ
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	前田裕次	Ⓢ
業務執行社員			
業務執行社員	公認会計士	島貫幸治	Ⓢ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネット株式会社の平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 個別注記表の重要な会計方針に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度よりソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備の減価償却の方法を、定率法から定額法に変更している。
2. 個別注記表の重要な会計方針に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より役員賞与に関する会計基準を適用して計算書類を作成している。
3. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成18年7月1日付をもって普通株式1株を2株に分割した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議権に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人創研合同監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます

平成18年8月31日

ウエルネット株式会社

監査役（常勤） 齋藤 哲 男 ㊟

監査役 上野 昌 邦 ㊟

監査役 小島 敬 一 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第24期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の積極的な事業展開を図るため、内部留保にも努めつつ以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金500円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は18,580,000円となります。

②剰余金の配当が効力を生じる日

平成18年9月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして追加、変更するものであります。

(2) 「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

① 「会社法」第326条第2項の規定により、当社に設置する機関を定めるため、変更案第4条に（機関）を新設するものであります。

② 「会社法」第214条の規定により、株券を発行する旨を定めるため、変更案第8条に（株券の発行）を新設するものであります。

- ③ 「会社法」第310条第5項及び「会社法施行規則」第63条第5項の規定により、株主総会における議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、現行定款第12条（議決権の代理行使）に所要の変更を行うものであります。
- ④ 「会社法施行規則」第94条及び同133条第3項並びに「会社計算規則」第161条第4項の規定により、株主総会参考書類等のインターネットでの開示・提供が認められたことに伴い、迅速な情報の開示と株主の皆様の利便性を高めるため、変更案第16条に（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- ⑤ 「会社法」第370条の規定により、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第24条に（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- ⑥ 「会社法」第318条第1項、第369条第3項及び第393条第2項の規定により、現行定款第14条の株主総会の（議事録）、第22条の（取締役会の議事録）及び第31条の（監査役会の議事録）に関する条項については、定款に定める必要がなくなったためそれぞれ削除するものであります。
- ⑦ 「会社法」第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役の職務の遂行に伴い発生した損害賠償責任につき、重大な過失がない場合、その責任を法令の限度において免除することができるようになったことに伴い、監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を充分発揮し、期待される役割を果たし得るようになるため有益と判断し、変更案第35条（監査役の責任免除）第1項を、「会社法」第427条第1項の規定により、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、変更案第35条第2項をそれぞれ新設するものであります。
- ⑧ その他会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～11. (条文省略)</p> <p><u>12. 損害保険代理業</u></p> <p><u>13. 生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>14. 前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式及び端株</p> <p><u>(会社が発行する株式の総数)</u></p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、273,120株とする。</p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～11. (現行どおり)</p> <p><u>12. 旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p><u>13. 損害保険代理業</u></p> <p><u>14. 生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>15. 前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、273,120株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社が発行する株券の種類並びに<u>株式の名義書換、実質株主名簿・端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社が発行する株券の種類並びに<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、その決算期の後に発行された新株については、取締役会の決議により予め公告して、当該新株発行時の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、前項の株主に加えて、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とすることができる。</p> <p>③ 前2項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者及び端株主とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>② 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第13条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主(実質株主を含む。以下同じ)は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>② <u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第14条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第15条 (条文省略) (取締役の選任)</p> <p>第16条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>② <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 (現行どおり) (取締役の選任)</p> <p>第18条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を定める。</p> <p>② 代表取締役は、会社を代表し<u>取締役会の決議に基づき</u>、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 (条文省略)</p>	<p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 当社は、取締役会の決議によつて、代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によつて、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって<u>これを定める</u>。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行く。</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該取締役会の決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役は、<u>互選により、常勤監査役</u>を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第31条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会の決議によつて選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>議決権</u>を行使することができる<u>株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結</u>の時までとする。</p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役</u>の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもつて行う。</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第33条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第34条 当社の<u>営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p><u>(利益配当金)</u></p> <p>第35条 当社の利益配当金は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、これを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</u></p> <p><u>(利益配当金等の除斥期間)</u></p> <p>第37条 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>② 未払の利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の<u>事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第39条 当社の剰余金期末配当の基準日は、<u>毎年6月30日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p><u>(配当金の除斥期間等)</u></p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合には、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>② 未払の配当金には、利息をつけない。</p>

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式数
1	柳本孝志 (昭和28年3月8日)	昭和46年4月 サンヨーゴム(株)入社 昭和57年10月 (株)一高たかはし入社 平成4年6月 同社取締役就任 平成8年9月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成9年6月 (株)一高たかはし常務取締役就任 平成11年7月 (株)プリフォーム監査役就任 平成14年8月 朝日設備(株)取締役就任 平成15年9月 (株)一高たかはし取締役就任(現任)	2,000株
2	萬 範 幸 (昭和33年4月2日)	昭和52年4月 三井石炭鉱業(株)入社 昭和63年8月 (株)システムフロンティア入社 平成8年9月 当社取締役就任(現任)	1,600株
3	宮澤一洋 (昭和35年2月24日)	昭和58年3月 東洋計器(株)入社 平成8年3月 (株)一高たかはし入社 平成8年9月 当社取締役就任(現任)	1,600株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、「会社法」第329条第2項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては予め監査役会の同意を得ております。また、候補者からは、監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当(他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
志賀 八 良 (昭和17年10月19日)	昭和41年4月 ㈱北海道拓殖銀行入社 平成4年10月 財団法人たくぎんフロンティア基金常務理事 平成10年11月 ㈱整理回収銀行入社 平成15年2月 医療法人北晨会恵み野病院経営企画室長 平成18年1月 ㈱ハスコム監査役(現任) 平成18年4月 医療法人溪和会江別病院参与(現任)	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 候補者は、社外監査役の要件を満たしております。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成15年9月8日開催の株主総会において、年額1千万円以内とご承認をいただき現在に至っております。その後の経済情勢の変化や役員数の増加など、諸般の事情を考慮し、今回、監査役の報酬額につきましては年額3千万円以内といたしたく、その承認をお願いするものであります。

なお、監査役の員数は3名であります。

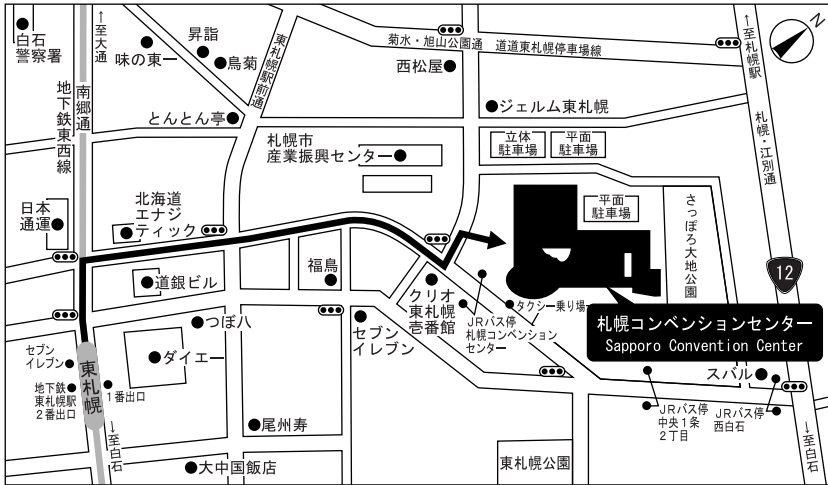
以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：北海道札幌市白石区東札幌六条一丁目1番1号
札幌コンベンションセンター 107会議室
TEL 011-817-1010



交通 地下鉄東西線 東札幌駅1番出口より徒歩約8分